

庁議（令和6年7月9日）結果について

- 1 開催日 令和6年7月9日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 社会教育部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について

| | |
|----|---|
| 概要 | 1 改正の要点及び理由 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会を設置するにあたり、平塚市附属機関設置条例の一部を改正する。 2 施行日 令和6年10月1日 |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

（2）平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

| | |
|----|--|
| 概要 | 1 改正理由及び内容 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員については、6月未満の任用を想定し、休暇等に関する規定を適用除外としてきた。「部活動指導員」については、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員であるものの、6月以上の長期間にわたり任用する必要が生じたことから、休暇等に関する規定を当該職に適用するため、条例を改正するもの。 2 施行日 公布の日 |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

（3）平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例（案）について

| | |
|----|--|
| 概要 | 指定管理期間が満了となる令和7年3月31日をもって平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターを廃止する。 廃止後は、通所介護事業所として施設を使用する民間事業者を公募し、目的外使用許可を与えることにより、通所介護事業の継続を図る。 条例廃止議案を令和6年度9月議会に上程し、令和7年4月1日付けの施行をしたい。 |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

(4) 平塚市びわ青少年の家の設置および管理等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

| | |
|----|---|
| 概要 | <p>1 改正の要旨 平塚市びわ青少年の家の利用対象者を拡大するため、利用できる者の区分を見直すほか、必要な規定を整備する。</p> <p>2 改正の内容 (1) 第3条(利用できる者)を修正し、利用対象者を拡大する。 (2) 第5条(利用制限)を修正し、営利目的の利用を規制する。 (3) 条文全体の表記を修正する。</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p> |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

(5) 平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)について

| | |
|----|---|
| 概要 | <p>1 要旨 平塚市立土屋幼稚園は令和7年3月31日に廃園する。については、平塚市立の学校の設置に関する条例別表中、当該幼稚園の名称及び位置を削除する。</p> <p>2 施行日 令和7年4月1日</p> |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

(6) 令和5年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分について

| | |
|----|---|
| 概要 | 令和5年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議会の議決が必要のため、庁議に付議するものである。 |
| 結果 | 審議の結果承認された。 |

7 報告事項

(1) 令和5年度平塚市下水道事業決算の概要について

| | |
|----|---|
| 概要 | 令和5年度下水道事業決算では、4億8,849万2,412円の当年度純利益を計上した。また、現金預金残高は期首から約14億6,279万円増の44億316万963円となった。 |
|----|---|

(2) 令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算等について

| | |
|----|---|
| 概要 | 会計管理者から歳入歳出決算等の資料提出があったので報告するものである。一般会計をはじめ、全ての特別会計が黒字決算となった。 |
|----|---|

(3) 令和5年度病院事業決算について

| | |
|----|--------------------------------|
| 概要 | 病院事業会計は、795,688千円の当該年度純損失となった。 |
|----|--------------------------------|

以上